

協議方法について（案）

1 趣旨

少人数のグループで議論することで多くの意見が出され、幅広い視点から意見の集約が可能であることから、提案書の内容をより充実させることができるため、グループ協議を行う。

2 グループ協議の流れ

- (1) 役割分担を決定（グループリーダー、副リーダー、書記、タイムキーパー）
- (2) 自治会議の時間内にグループ協議を行う
- (3) グループごとに意見をまとめ、グループリーダーがグループの意見を発表
- (4) 発表内容を受けて全体で協議

3 グループ編成（案）

3つのグループに編成する

- ・委員19名を3つのグループに分ける。
- ・杉原会長はアドバイザーとしてグループには位置づけない。

※内訳は別紙のグループ編成（案）のとおり

4 グループ協議の手順（案）

グループ協議の手順（個別テーマごとに）

